

おおのジュニアクラブ規約

第1章 総則

(名称)

第1条 このクラブの名称は、おおのジュニアクラブ（以下「クラブ」という。）とする。

(事務局)

第2条 クラブの事務局は、教育委員会生涯学習課に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 クラブは、大野町（以下「町」という。）における学校部活動の教育的意義を継承した活動を行うものとし、スポーツ・文化芸術活動を通じ、技術・体力の向上、健康増進、豊かな心及び創造性を育成することを目的とする。

(事業内容)

第4条 クラブは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 入会・退会の受付業務
- (2) 各クラブ活動の推進
- (3) 各種目別団体（以下「団体」という。）の活動等の調整業務
- (4) 団体が出場する大会に関わる業務
- (5) 会費、謝金等の管理業務
- (6) 保護者との意見交換
- (7) その他、クラブの目的達成のために必要な業務

第3章 会員

(対象者)

第5条 クラブに入会できる者は、原則町立大野中学校及び揖東中学校に在籍する生徒とする。ただし、合同活動することをクラブで認めた種目の活動については、町外生徒も入会できることとする。

(入会手続、資格及び会費)

第6条 クラブに入会しようとする者は、所定の手続を行うとともに、会費を納入しなければならない。会費の納入方法については別に定める。また、入会后、入会申込時の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに届け出なければならない。

2 クラブに入会しようとする者は、次の費用を定められた期日までに支払うものとする。

- (1) 年会費は、1,000円とする。ただし、令和6年度は500円とする。
- (2) 会費は、月額1,000円とする。
- (3) 会員は、年会費、会費及び傷害保険料を所定の方法により納入するものとする。
- (4) 既納の年会費、会費及び傷害保険料は返納しない。

3 クラブに入会した者（以下「会員」という。）としての資格は、年度ごとの更新とする。継続を希望する場合は、クラブの指定する期日までに所定の手続を行うものとする。

4 会員としての資格は、入会の手続が入会を希望する年度前に完了している場合は、翌

年4月1日から同年度の3月31日までとする。また、4月1日以降に入会の手続が完了した場合は、完了した日から同年度の3月31日までとする。

(退会)

第7条 会員は、退会したい場合には、所定の手続を行うことで退会することができる。

第8条 会員が、次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 正当な理由なく会費を滞納し、納入しないとき。

第4章 役員

(役員)

第9条 クラブに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 数名 (各競技数)
- (5) 事務局 1名
- (6) 会計 1名
- (7) 監事 2名

(職務)

第10条 会長は、クラブを代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し第4条に規定する任にあたる。

4 事務局は、本クラブの事務を統括する。

5 会計は、第4条第5号に規定するクラブの出納事務を処理し、必要な書類を管理する。

6 監事は、クラブの会務を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は1年とし再任を妨げない。ただし、退任により任期の途中で就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会議

(会議の種類)

第12条 クラブに次の会議を置く。

- (1) 理事会

(理事会)

第13条 理事会は、会長が招集し、理事の過半数の出席をもって成立する。

2 理事会は、第4条の規定を実施するために、必要な協議決定をする。

第6章 会計

(管理)

第14条 クラブの活動に係る経費は、事務局が管理する。

(予算)

第15条 クラブの歳入及び歳出における詳細は、別に定める。

(会計年度)

第16条 クラブの会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし令和6年度は除く。

(事業報告及び決算)

第17条 クラブは、毎年度終了後に事業報告書、収支決算書を作成し、会長の承認を得なければならない。

第7章 指導者、会員の責任

(指導者の責任)

第18条 クラブに指導者を置くことができる。

- 2 指導者は、大野町体育協会より推薦された者で、かつ、おおのスポーツクラブより委嘱を受けた者とする。
- 3 指導者は、教育的意義を理解し適切な指導を行うために必要に応じて指導者向け研修や講習会などに参加し、資質の向上につとめる。
- 4 指導者にクラブの趣旨に違背する行為などがあった場合は、理事会の議決をもって解任することができる。
- 5 指導者にクラブ活動以外の場で社会的に問題があると思われる言動・行動があった場合、本クラブは社会的な責任を負わない。
- 6 指導者及びクラブは、会員の活動中の盗難に関して責任を負わない。
- 7 指導者は、必ずクラブが指定する保険に加入するものとする。
- 8 指導者及びクラブは、会員の活動中の傷害や事故等緊急の事態が発生した場合には、緊急対応や関係各所への連絡等適切な対応を行う。クラブは、緊急時の対応をマニュアル化し、指導者へ周知徹底する。
- 9 指導者は、学校部活動顧問との情報共有に努める。情報共有の方法については、団体ごとに適切な方法を指導者間で取決めをする。

(指導者の委嘱期間)

第19条 指導者の委嘱期間は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会員の責任)

- 第20条 会員は、団体の活動に際し、団体の諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違背しておこった盗難、傷害等の事故に関して、団体及び当該団体に所属する指導者に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。
- 2 会員は、クラブが指定する保険に加入しなければならない。クラブは、その活動中の傷害については、保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。
 - 3 クラブ及び団体は、保険未加入者の活動については一切責任を負わない。
 - 4 使用施設・設備等を破損させ施設管理責任者に損害を与えた場合は、原則として使用施設・設備等使用した者の責任において弁償等復旧の措置をとるものとするが、適正な

範囲の使用において生じた破損については、使用者は直ちにクラブと連絡をとり、その都度協議して対策をとるものとする。

- 5 町外の会員の責任についても同様とする。クラブは、町と連携し町外会員の把握に努める。

第8章 個人情報

(細則)

第21条 クラブ及び団体の活動を通じて知り得た個人情報は、クラブ及び団体の活動以外の目的では使用しないものとする。

- 2 個人情報は、原則として本人の許可を得ずに第三者に公開しないものとする。ただし、緊急性を要する場合など状況により必要な範囲で第三者に通知する場合がある。(事件事故、怪我等による病院での治療のために必要事項を通知する必要がある場合など)
- 3 活動中の写真撮影やビデオ撮影は、プライバシーの保護及び個人情報保護の観点から、本人や保護者及び関係者への許可なくSNS等ネット上へ公開することを禁止とする。

第9章 細則

(細則)

第22条 本規約に定めのない必要な事項及び必要な細則は、理事会の承認を得て別に定める。

(内規)

第23条 本規約で定めのない種目別の団体ごとの取決めは、各団体の内規で定める。

第10章 規約の改正

(規約の改正)

第24条 本規約は、理事会の決議によって改正することができる。

- 2 規約の改正は、出席者の3分の2以上の承認がなければ改正することができない。

附 則

この規約は、令和6年3月28日から施行する。